医薬品販売制度改正検討部会における検討事項(案)

1.医薬品の区分

医薬品のリスク等に応じたどのような医薬品の区分とすべきか

2. 医薬品の販売に当たっての情報提供

(1)必要な情報提供の内容

・ どのような場面で、どのような情報提供が必要となるのか (例:医薬品の選択、使用上の注意の喚起)

(2)医薬品販売に従事する者の資質とその確保

・ 薬剤師や薬種商といった医薬品販売に従事する者に求められる資質とその 確保のあり方等

(3)情報提供の手法

- 販売に際し、店舗において消費者が専門家から使用上の注意など必要な情報を得るため、どのように情報提供のための機会を確保すべきか
- ・ 情報提供の手法として新たな情報通信技術を活用できるか

3. 販売後の副作用発生時等への対応

・ 医薬品の販売後における消費者からの使用方法等についての問合せ、副作 用発生時への対応などのあり方

4.上記1~3の法令上の位置づけ

・ 医薬品の定義規定や確実に情報提供がなされるための法令上の措置など、 上記1~3をどのように法令上位置づけ、その実効を確保するのか

5. その他

・ 特例販売業のあり方等